

○経済産業省令 号

外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第五十五条の十第一項の規定に基づき、輸出者等遵守基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年 月 日

経済産業大臣 名

輸出者等遵守基準を定める省令の一部を改正する省令

輸出者等遵守基準を定める省令（平成二十一年経済産業省令第六十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第一条 外国為替及び外国貿易法（以下「法」という。）第五十五条の十第一項の輸出者等遵守基準は、次のとおりとする。 一 輸出者等（法第五十五条の十第一項の輸出者等という。次号及び第三条において同じ。）が遵守すべき基準 イ・ロ 「略」 二 特定重要貨物等輸出者等（輸出者等のうち、特定重要貨物等の特定国における提供若しくは特定国の非居住者への提供を目的とする取引又は法第四十八条第一項の特定の地域を仕向地とする輸出を業として行う者をいう。以下同じ。）が遵守すべき基準 イ・ハ 「略」 ニ 取引によって提供し、又は輸出をしようとする特定重要貨物等の用途（当該取引の相手方が提供を受け、又は当該特定重要貨物等の輸入者が輸入した当該特定重要貨物等を別の者に提供することをその用途とする場合には、当該別の者の用途を含む。以下同じ。）及び需要者等（技術取引の相手方若しくは技術を利用する者若しくは貨物の輸入者	第一条 外国為替及び外国貿易法（以下「法」という。）第五十五条の十第一項の輸出者等遵守基準は、次のとおりとする。 一 輸出者等（法第五十五条の十第一項の輸出者等という。次号及び第三条において同じ。）が遵守すべき基準 イ・ロ 「略」 二 特定重要貨物等輸出者等（輸出者等のうち、特定重要貨物等の特定国における提供若しくは特定国の非居住者への提供を目的とする取引又は法第四十八条第一項の特定の地域を仕向地とする輸出を業として行う者をいう。以下同じ。）が遵守すべき基準 イ・ハ 「略」 ニ 取引によって提供し、又は輸出をしようとする特定重要貨物等の用途（当該取引の相手方が提供を受け、又は当該特定重要貨物等の輸入者が輸入した当該特定重要貨物等を別の者に提供することをその用途とする場合にあっては、当該特定重要貨物等を利用する者又は需要者に係る情報を含む。）を確認する手続を定め、当該手続に従って用途の

若しくは需要者又はこれらの代理人をいう。以下同じ。）を確認する手続を定め、当該手続に従って用途及び需要者等の確認を行うこと。また、用途及び技術を利用する者又は貨物の需要者の確認の適正な実施に当たり必要となる情報を、技術を利用する者又は貨物の需要者以外の者から入手する場合には、当該情報の信頼性を高めるための手続を定め、当該手続に従って用途及び技術を利用する者又は貨物の需要者の確認を行うこと。

ホ・ト 「略」

チ 子会社が輸出者等の輸出等の業務に関わる場合には、当該業務を適正に実施させるため、当該子会社に対する指導及び研修並びに当該子会社の業務体制及び業務内容の確認（以下「指導等」という。）を行う体制及び手続を定め、当該手続に従って定期的に当該指導等を行うよう努めること

リ・ヌ 「略」

第二条 「略」

第三条 輸出者等が個人である場合にあつては、第一条第一号口中「輸出等（法第五十五条の十第一項の輸出等をいう。次号において同じ。）の業務（該非確認の業務を含む。次号において「輸出等業務従事者」という。）に対し、最新の法及び法に基づく命令の周知その他関係法令の規定を遵守するために必要な指導を行う」とあるのは「最新の法及び法に基づく命令その他関係法令の規定を遵守するために必要な情報を収集する」と、同条第二号二中「を確認する手続を定め、当該手続に従って用途及び需要者等の確認」とあるのは「の確認」と、「高めるための手続を定め、当該手続に従って」とあるのは「高めるため

確認を行うこと。

ホ・ト 「略」

「新設」

チ・リ 「略」

第二条 「略」

第三条 輸出者等が個人である場合にあつては、第一条第一号口中「輸出等（法第五十五条の十第一項の輸出等をいう。次号において同じ。）の業務（該非確認の業務を含む。次号において「輸出等業務従事者」という。）に対し、最新の法及び法に基づく命令の周知その他関係法令の規定を遵守するために必要な指導を行う」とあるのは「最新の法及び法に基づく命令その他関係法令の規定を遵守するために必要な情報を収集する」と、同条第二号二中「を確認する手続を定め、当該手続に従って用途の確認」とあるのは「の確認」と読み替えるものとし、第一条第一号イ並びに第二号イからハまで、ヘ及びトの規定は、適

の情報を入手し、」と読み替えるものとし、第一条第一号イ、 第二号イからハまで及びヘからチまでの規定は、適用しない。 第四条 外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十七条 第五項の経済産業大臣が指定した取引又は輸出貿易管理令（昭 和二十四年政令第三百七十八号）第四条第一項に掲げる場合に 該当する輸出のみを業として行う者にあつては、取引又は輸出 を行うに当たっては、第一条第二号イからリまでの規定は、適 用しない。	用しない。 第四条 外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十七条 第五項の経済産業大臣が指定した取引又は輸出貿易管理令（昭 和二十四年政令第三百七十八号）第四条第一項に掲げる場合に 該当する輸出のみを業として行う者にあつては、取引又は輸出 を行うに当たっては、第一条第二号イからチまでの規定は、適 用しない。
備考 表中の「」の記載は注記である。	

附 則

（施行期日）

この省令は、令和四年 月 日から施行する。